

改正の理由・背景

- ◆「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」を基本目標とし、2030年度までに2010年度比で、温室効果ガス正味排出量を6割削減、再生可能エネルギー生産量を2倍増とする高い数値目標を掲げた「**長野県ゼロカーボン戦略**」を策定。
- ◆目標達成に向け、各分野において、**省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大**を加速。

改正の概要

2050年度までに二酸化炭素排出量を含む温室効果ガス正味排出量ゼロを目指すことを明記するほか、以下のとおり改正。

交通

電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務を創設（令和4年3月24日施行）

今後の電気自動車の普及に対応するため、多数の者が利用する駐車場を有する施設を設置又は管理する者は、充電設備の設置に努めることを規定
⇒ 電気自動車の普及の状況により、将来的には対象となる施設の拡大も検討

【対象施設】

宿泊施設、集合住宅、文化施設、公園、スポーツ施設、大型小売店舗 等

建物

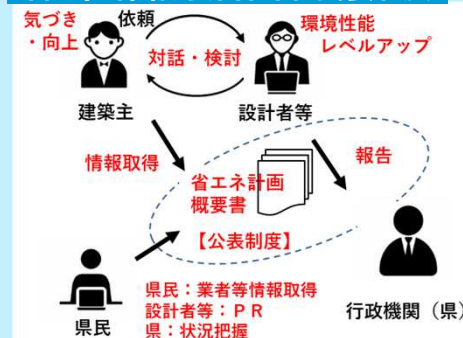
建築物の環境エネルギー性能等の検討結果の届出対象を拡大（令和5年4月1日施行）

建築物を新築しようとする者は、環境への負荷の低減を図るための措置などについて検討義務が課されており、その検討結果を届け出る建築物の対象を「床面積2,000㎡以上」から「床面積300㎡以上」に拡大

住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設（令和5年4月1日施行）

住宅を新築しようとする者が省エネ性能等に関する情報を取得し、省エネ等に精通した事業者を選択することができるよう、住宅（床面積300㎡未満）の新築に当たり、その設計者に「省エネ計画概要書」の提出を義務付け、その内容を公表する制度を創設

省エネ計画概要書報告・公表制度



再エネ

再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギーの利用に係る努力義務を創設（令和4年3月24日施行）

再生可能エネルギーの生産と利用の両面から脱炭素化の取組を促進するため、県民及び事業者は、再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギー電力の購入に努めることを規定

長野県らしい再生可能エネルギーの推進（令和4年3月24日施行）

「自然エネルギー源」を「再生可能エネルギー源」とし、長野県においてポテンシャルが高い太陽光・水力を中心に普及・拡大を図る姿勢を明確化

